

仙台市農業委員会第 83 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 2 月 27 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 13 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦		17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1 人 16 番 高山 真里子

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 仙台農業振興整備計画の変更に係る意見について

(5) 第 5 号議案 地域計画の策定に係る意見について

5 協 議

(1) 令和 7 年度業務計画（案）について

(2) 令和 7 年度総会等関連行事予定表（案）について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地判断について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 令和 6 年度農地利用意向調査の実施結果について

(8) 令和 7 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について

(9) 令和 6 年度地域振興委員会の実施状況報告

7 その他

(1) 会長報告

(2) 令和6年度仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会報告

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
副主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第83回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。	
2 会長挨拶	— 会長 あいさつ —	
司会：副主幹	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。	
議 長 (赤間会長)	本日は、16番 高山真里子 委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、18番 松原菊男 委員、3番 相原元浩 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第4号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、2月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願ひます。	
高橋第二調査 委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子栄推進委員、庄子泰昭推進委員、	

遠藤正彦推進委員、奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が1件、賃貸借による規模拡大が2件、使用貸借による新規就農が1件の合計6件です。調査委員会後に売買による新規就農の1件について、取り下げの申出がありました。

調査の結果報告は、番号1番と2番を中嶋紀世生委員から、番号3番と4番を阿部康幸委員から、番号5番を菊地郁夫委員からします。

番号2番、番号3番、番号5番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で402aの農地を耕作しております。2月10日に渡邊健司農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

中嶋紀世生委員
(17番)

番号2番は、賃貸借により規模拡大するものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台を所有し、家族3人で58aの農地を耕作しています。今回、貸主の都合で現在耕作している農地を返却することになったことから、新たな農地を賃貸借し農業経営の維持を図るものです。なお、譲受人が現在借りている農地には農地法第3条による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。2月5日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

阿部康幸委員
(4番)

番号3番は、賃貸借により規模拡大するものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で597aの農地を耕作しております。2月5日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(4番阿部康幸委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大するものです。譲受人は現在、トラクター2台を所有し、田植・稲刈は作業委託により。家族2人で198aの農地を耕作しております。当該地は、賃貸借契約がある農地ですが、借人が取得することから、農地法第18条6項による合意解約は不要となるものです。2月13日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(7番)

番号5番は、使用貸借により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は今回、父の所有する農地を使用貸借により、独立して新規就農するものです。トラクター2台、田植機3台、収穫機3台をリースし、家族2人で84aの農地に水稻を栽培する計画です。2月14日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査

第2号議案の調査結果について報告します。

委員会委員長

調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件です。調査の結果報告は、私（15番高橋勝彦委員）からします。

（書面報告）

（15番高橋勝彦委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑2,934㎡のうち25㎡を転用し、駐車場に25㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

（異議、意見等なし）

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後1時44分）

議長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

高橋委員長から調査の結果を報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、ドッグラン施設に転用するものが1件、駐車場及び園庭に転用するものが1件、ドッグトレーニング場に転用するものが1件、

建売住宅に転用するものが1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を佐々木功治委員から、番号3番と4番を小野寺潔委員から、番号5番と6番を鈴木可和委員からします。番号1番、番号3番、番号5番は、口頭報告をします。

佐々木功治委員
(11番)

番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。3,000㎡を超える案件のため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その地の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから第3種農地と判断しました。申請は、運送業者が田畑2,540.46㎡(実測3,050.43㎡)を転用し、資材置場に1,242㎡、駐車場(8台)に144㎡、通路等に1,664.43㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号2番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、借受人が田1,665㎡を転用し、資材置場に1,162㎡、通路等に503㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

小野寺潔委員
(6番)

番号3番は、売買により、ドッグラン施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、サービス業者が田畑1,486㎡を転用し、宅地等を含む事業面積2,537㎡をドッグランに1,706㎡、駐車場(16台)に240㎡、通路等に591㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判

断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号4番は、売買により、駐車場及び園庭に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、学校法人が田畑2,961㎡を転用し、宅地等を含む事業面積3,901.51㎡を駐車場(75台)に1,161㎡、園庭に1,454.15㎡、通路等に1,286.36㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木可和委員
(14番)

番号5番は、売買により、ドックトレーニング場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、個人事業を営む譲受人が田2,018㎡を転用し、ドックトレーニング場に1,939㎡、駐車場等に79㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(14番鈴木可和委員報告)

番号6番は、売買により、建売住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されている農地であることから第3種農地と判断しま

した。申請は、建設業者が畑 22.48 m²（実測 22.87 m²）を転用し、宅地（既存宅地）を含む実測事業面積 331.49 m²を住宅（2棟）に 110.13 m²、駐車場に 67.38 m²、通路等に 153.98 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、令和7年2月6日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後1時51分）

議 長

第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について を上程いた
します。調査内容につきましては、第二調査委員会高橋委員長から報告願います。

高橋第二調査
委員会委員長

第4号議案の調査結果を報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、
菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で、聞き取り調査については全員で、経済局
農林企画課から説明を受け、調査を行いました。この整備計画の変更は別紙のと
おり、編入が1件、除外が5件の合計6件です。

調査の結果報告は、熊谷幸夫委員から口頭報告をします。

熊谷幸夫委員
（8番）

第4号議案の調査結果を報告します。
番号1番は、日本型直接支払交付金事業のため、農用地区域へ編入するもので
す。番号2番は、物流総合効率化法に基づく物流施設の建設のために農用地区域
から除外するものです。番号3番は、隣接する太陽光発電設備の維持管理地とし
て利用するために農用地区域から除外するものです。番号4番は、分家住宅建設
のために農用地区域から除外するものです。番号5番は、既存の産業廃棄物処分
場の事業地拡張のために農用地区域から除外するものです。番号6番は、一般住

宅建設のために農用地区域から除外するものです。

番号2番から6番は、農振除外の変更後に農地法の手続きが必要となり、また、番号5番は転用面積が4haを超えることから大臣協議となるものです。

聞き取り調査において、農林企画課から番号2番から番号6番についてはいずれも農振除外の5要件の判断基準を満たしていると説明がありました。番号6番について申出者が農振その他の区域にほかの土地を所有していることについて質問したところ、申出者の所有する農用地以外の土地には水道等のインフラが通っていないことや営農地から距離があることから、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難であると判断したとの説明がされました。

農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、番号1番から番号5番は「やむを得ないもの」と調査いたしました。なお、番号6番については、別紙のとおり意見を付することと調査いたしました。

議長

第4議案について調査の結果、番号1番から番号5番については「やむを得ないもの」とし、番号6番については別紙のとおり意見を付す、と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

大泉権吾委員
(番号5番)

農林企画課から出された資料の、『(4) 変更予定地選定の適否に関する市町村長の調整経過』についてですが、これは、判断するうえでの検討表だと思います。その中の番号6番の②の欄『農用地区域以外の土地を持って、変えることが困難であるか』という判断については、農林企画課では「当該土地所有者の所有する他の土地についても検討したが、建設可能な土地は、当該地以外ない」という判断をしました、という資料になっています。私たち農業委員会は「当該地以外にあるのでは」という判断をしている。ここの見解が私たちと農林企画課で違うということを確認します。

熊谷幸夫委員
(番号8番)

はい。その点が違います。

大泉権吾委員
(番号5番)

この資料を訂正して欲しい、間違っているのでは、という要求はできるのですか。

事務局農地係長

今回は『農業振興地域制度に関するガイドライン』の『農振農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難』であるかという項目には、該当していないのではないか」という内容で指摘をする目的で、意見を提出します。

熊谷幸夫委員
(番号8番)

この建設しようとしている脇の道路は、バスも通る仙台市道です。しかも下水道、上水道、どちらも整っています。しかしながら、農用地区域から外してまでも、この場所に住宅を建てなければならないのか、外してしまえば、法律が意味を成さなくなってしまう。今後、いろいろな業者等にどんどん入られてしまうのでは、という不安があります。

当該地の近くには農用地区域から外れている農地が沢山あり、住宅が建てられ

くという地域でもないと思われます。このような場合ですと、やはりまずは『第1種農地』として見るべきということで、今回の回答意見（案）のように意見を付けたいと考えています。『第1種農地』に全く住宅が建てられないという訳ではありませんが、回答意見（案）にも記載している通り、申請地の周辺に住宅を建てるという目的を達成させることが可能な土地が他にある場合には、『第1種農地』については転用許可をすることができない、ということになります。

議 長

その他何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、番号1番から番号5番については「やむを得ない」とすること。また、番号6番については、別紙のとおり意見を付すことに決定します。

(午後2時15分)

議 長

次に、第5号議案 地域計画の策定に係る意見について を上程いたします。
事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

地域計画の策定については、仙台市経済局で策定するものです。策定にあたり農業委員会に意見を求められているものです。農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく地域計画について、これまで地域ごとに協議を行ってまいりましたが、地域計画案としてまとめ、法第19条第6項の規定に基づき意見を求められたものです。仙台市全地域（11地域=宮城・岩切・高砂・六郷・七郷・西多賀・中田・生出・秋保・泉・根白石）の地域計画となるものです。

今後、変更等があった場合には、その都度意見を求められるものと思われます。

議 長

第5号議案について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。「意見なし」とし、「承認」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第5号議案 地域計画の策定に係る意見については「意見なし」とし、「承認」とすることといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時22分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「令和7年度業務計画(案)について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 協議 —</p> <p>(1)「令和7年度業務計画(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p>(異議・意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(1)「令和7年度業務計画(案)について」は、承認といたします。</p> <p>次に、(2)「令和7年度総会等関連行事予定表(案)について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 協議 —</p> <p>(2)「令和7年度総会等関連行事予定表(案)について」</p>
議 長	<p>ご異議・ご意見等はありませんか。</p> <p>(異議・意見等なし)</p>
議 長	<p>異議がなければ、(2)「令和7年度総会等関連行事予定表(案)について」は、承認といたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり13件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ペー</p>

ジから4ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、5ページから6ページに記載のとおり11件の届出がありました。相続による権利取得が10件、持分放棄が1件となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、7ページに記載のとおり4件ありました。(5)遊休農地に係る農地法第2条第1項の適用を受けない非農地判断について、8ページから19ページに記載のとおり332件ありました。調査委員会において調査委員に非農地と判断していただいております、事務局長決裁により処理しております。(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が4件、取下げが1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(7)「令和6年度農地利用意向調査の実施結果について」を、事務局から報告願います。

事務局農地係長

— 報告 —

(7)「令和6年度農地利用意向調査の実施結果について」

議 長

報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(8)「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。

阿部企画検討
委員会委員長
事務局振興係

— 報告 —

(8)「令和7年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」

議 長

報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長	質問がないようですので、次に、(9)「令和6年度地域振興委員会の実施状況報告」を、事務局から報告願います。
事務局副主幹	— 報告 — (9)「令和6年度地域振興委員会の実施状況報告」
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後2時40分)</p>
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「令和6年度仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会報告」を、事務局から報告願います。
事務局長	— その他 — (2)「令和6年度仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。
事務局長 事務局振興係	— その他 — (3)「事務局からの連絡事項について」

- 1 オンライン予約システムについて
- 2 令和7年3月～4月の予定表
- 3 全国農業新聞「オンライン講座 スタディあぐり」について
- 4 他都市農業委員会だより等（新潟市、横浜市）

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：副主幹

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第83回総会を閉会します。

閉 会

(午後3時13分)